

## 仮使用認定手数料表

一般財団法人なら建築住宅センター  
令和2年4月1日施行

### 建築物の仮使用認定手数料

別表(9)

単位：円(非課税)

床面積の合計	
500㎡以内	115,000
500㎡超～2,000㎡以内	138,000
2,000㎡超～5,000㎡以内	250,000
5,000㎡超～10,000㎡以内	350,000
10,000㎡超	450,000

### 建築設備等の仮使用認定手数料

単位：円(非課税)

建築設備	設置数	昇降機	ホームエレベーター
昇降機	3以下	28,000	25,000
〔エレベーター〕 〔エスカレーター〕	4以上9以下	25,000	22,000
	10以上	22,000	20,000
ホームエレベーター			

### 工作物の仮使用認定手数料

単位：円(非課税)

令第138条第1項及び第3項(第2号を除く)	同項各号に掲げるもの	高さ	
		4m以内	20,000
		4m超10m以内	28,000
		10m超15m以内	41,000
		15m超20m以内	49,000
		20m超	57,000
令第138条第2項	1号	設置数	
		3以下	28,000
		4以上9以下	25,000
	10以上	22,000	
	2号及び3号	遊戯施設等	別途見積

- 注) 1. 確認済証の交付又は中間検査が当センター以外でなされた場合で、仮使用認定を当センターで希望されますと、別表(1)に掲げる確認手数料相当額を加算します。なお、当該手数料は仮使用認定前に必要とする再チェックを行う際に徴収します。
2. 直前の仮使用認定と同一棟の部分を当センターで受けている場合は、受けている部分の床面積の2分の1とします。
3. 直前の仮使用認定と別棟の部分を当センターで受けている場合は、受けている部分の床面積の全部とします。

※遠隔地の手数料の割増額

下記の村区域別の額を手数料に加算します。

1. 宇陀郡(曾爾村、御杖村)吉野郡(川上村、東吉野村)の場合 : 10,000円
2. 吉野郡(天川村、野迫川村、下北山村、上北山村、十津川村)の場合 : 16,000円

支払方法

現金(口座振込みの場合もご相談に応じます。)